

(再委託禁止)

第3条 乙又は丙は、甲から委託された廃棄物の処理を他人に委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得て法の定める再委託の基準に従う場合はこの限りではない。この場合、甲は再委託承諾書の写しを5年間保存する。

(委託業務の管理)

第4条 甲、乙又は丙は、建設系廃棄物マニフェストを用いて業務を管理する。

2. 甲、乙、丙はそれぞれの紙マニフェストを5年間保存する。(電子マニフェストは情報処理センターが保存する)

3. 丙は、本契約による廃棄物の処分が終了したときは、遅滞なく業務終了報告書を甲に提出しなければならない。ただし、伝票等の月次集計表などによって、業務終了報告書に替えることができる。

(内容の変更)

第5条 甲、乙又は丙は、必要がある場合は委託業務の内容を協議の上、変更することができる。

2. 丙は、中間処理後の最終処分の場所に変更が生じた場合は、すみやかに甲に対し通知し、承認を得るか、又は変更契約を締結する。

3. 甲、乙又は丙は、契約単価又は委託期間を変更するとき又は予定数量に大幅な変動が生ずるときは、甲と乙又は甲と丙で協議の上、変更契約を締結する。

(業務の調査)

第6条 甲は、甲が排出する廃棄物の処理が適正に行われるよう、乙又は丙に対して必要な指示ができるものとし、乙又は、丙はこれに従うものとする。

2. 甲は、前項の他、必要に応じて乙の保有車両及び運搬状況について、調査又は報告を求めるができるものとし、乙はこれに従わなければならない。

3. 甲は、第1項の他、必要に応じて丙の施設等の状況及び中間処理後の処理委託契約の内容、その他本契約の履行状況について、調査又は報告を求めることができ、さらに必要に応じて丙の施設に立ち入り調査できるものとし、丙はこれに従わなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第7条 乙又は丙は、本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

(損害の賠償)

第8条 乙又は丙が、業務の遂行に際し、第三者に損害を及ぼした場合は、乙又は丙はその損害を賠償する。ただし、その損害が甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲がこれを負担するものとする。

(機密保持)

第9条 甲、乙又は丙は、本契約に関連して業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏洩してはならない。

(契約の解除)

第10条 甲は、乙又は丙が次の各号のいずれかに該当するときは、催告することなく本契約を解除することができる。

(1) 本契約の条項のいずれかに違反したとき。

(2) 法その他の関係法令の規定に違反したとき。

(3) 監督官庁から法に基づく行政処分を受けたとき。

(4) 強制執行を受け、手形・小切手の不渡りを出し、破産申立などの倒産関連手続開始の申立てをし、若しくは受けたとき。

(5) 乙又は丙の能力(技術的、経営的基礎など)、又はその施設が、法に定める基準に適合しないと認められるとき。

(6) 法に定める産業廃棄物処理業の許可にかかる欠格要件に該当したとき、又はそのおそれがあるとき。

(7) 本契約に関する許可に付された条件に違反したとき。

(8) その他の契約の履行について不誠実な行為を行ったとき。

2. 乙又は丙は、甲が次の各号のいずれかに該当するときは、催告することなく本契約を解除することができる。

(1) 本契約の条項のいずれかに違反したとき。

(2) 法その他の関係法令の規定に違反したとき。

(3) 強制執行を受け、手形・小切手の不渡りを出し、破産申立などの倒産関連手続開始の申立てをし、若しくは受けたなど、甲が処理料金の支払能力を欠くと認められるとき。

3. 甲、乙又は丙は、本契約の相手方が契約の条項のいずれか又は法令の規定に違反するときは、本契約を解除することができる。

(1) 甲、乙又は丙は、本契約の相手方が反社会的勢力(暴力団等)である場合又は密接な関係がある場合には、催告することなく本契約を解除することができる。

(2) 第3項及び第3項1の規定により本契約を解除する場合において、本契約に基づき、甲から引き渡しを受けた廃棄物の処理を乙が終了していないときは、甲及び乙は、当該廃棄物を甲、乙の責任で処理した後でなければ本契約は解除できない。

(3) 第3項及び第3項1の規定により本契約を解除する場合において、本契約に基づき、甲から引き渡しを受けた廃棄物の処理を丙が終了していないときは、甲及び丙は、当該廃棄物を甲、丙の責任で処理した後でなければ本契約は解除できない。

(未処理の委託廃棄物の取扱い)

第11条 第10条第1項の規定により本契約を解除する場合であっても、本契約の解除時に受託業務が完了していない委託廃棄物については、乙又は丙の責任において処理するものとする。ただし、この場合の費用については、本契約に定める契約単価に準じて甲が負担する。

2. 前項において、乙又は丙が、適正な処理を行えない場合又はそのおそれがある場合、甲は、別の許可業者に未処理の委託廃棄物を処理させることができるものとする。この場合、乙又は丙は委託廃棄物を、甲の指示に基づき甲又は甲の委託した許可業者に引き渡さなければならない。この場合、乙又は丙は、甲が負担した費用の実費を負担するものとする。

(労賃・処理料金等の立替払)

第12条 甲は、乙又は丙が、労働者、再委託業者、再中間処理業者、最終処分業者、丙が委託した収集運搬業者(以下、「併せて「再委託業者等」という)等に対する労賃、処理料金等の支払いを遅滞したとき、又は支払いを遅滞するおそれがあるときは、その労働者、再委託業者等の申し出により、事情を調査の上、建設廃棄物委託契約書第1条4項に基づき、委託廃棄物の適正処理を確保するため、乙又は丙に代わってこれを立替払うことができる。

2. 前項の再委託業者等が労賃、再中間処理後の処理料金、その他の支払いを遅滞したとき、又は支払いを遅滞するおそれがあるときは、乙又は丙は委託廃棄物の適正処理を確保するため、再委託業者等に代わって直ちにこれを支払う等適切な措置を講ずる。

3. 前項の場合において、乙又は丙が適切な措置を直ちに講じないときは、甲は、乙又は丙に代わってこれを立替払うことができる。

(相殺)

第13条 乙又は丙が、第10条1項の各号の一に該当したときは、乙又は丙は契約解除の有無に問わらず、甲に対し負担する立替金、損害賠償等一切の債務の期限の利益を当然に失い直ちに甲に支払わなければならない。

2. 前項の場合において、甲は、乙又は丙に対して有する弁済期の到来した債権と、乙又は丙に対して負担する処理代金支払債務等とを相殺することができる。

(有効期間)

第14条 本契約の有効期間は令和 年 月 日から令和 年 月 日までの1年間とし、期間満了の1ヶ月前までに、甲、丙の一方から相手方に対する書面による解約の申し入れが無い限り、同一条件で更新されたものとし、その後も同様とする。

(協議)

第15条 本契約に定めのない事項又は本契約の各条項に関する疑義が生じたときは、必要に応じて甲、乙又は丙が誠意をもって協議の上、これを決定するものとする。

本契約の成立を証するために、甲、乙又は丙は各自記名押印の上1部作成し、甲は本書を保管し、乙又は丙は各自写しを保管する。(なお、甲は本書を契約終了の日から5年間保存する)

<収集運搬会社一覧表(複数の収集運搬会社が同一の処分会社に搬入する処分契約の場合に記入)>

会社名	住所	許可番号		許可内容	
		発生場所	処分場所	品目(種類)	車両台数

協議事項

印紙税法に基づき、収集運搬については1号文書、処分は2号文書、収集運搬・処分とも1社が行う場合は、収集運搬若しくは処分の合計予定金額の高い方に対して該当する印紙税額を貼る。(平成16年4月現在)

1号文書(収集運搬用)

1万円 未満 非課税	1,000円 以下 10,000円	1万円 未満 非課税	1,000万円 以下 10,000円
10万円 以下 200円	5,000万円 以下 20,000円	100万円 以下 200円	5,000万円 以下 20,000円
50万円 以下 400円	1億円 以下 60,000円	200万円 以下 400円	1億円 以下 60,000円
100万円 以下 1,000円	5億円 以下 100,000円	300万円 以下 1,000円	5億円 以下 100,000円
500万円 以下 2,000円	500万円 以下 2,000円	500万円 以下 2,000円	500万円 以下 2,000円

収 入
印 紙

※ 印紙税額は裏面参照

建設廃棄物処理委託契約書

甲、乙、丙を記入し、下記契約区分のいずれか一つ該当するものを○で囲み、甲と乙、甲と丙若しくは甲、乙及び丙の契約当事者のみ押印する二者契約書である。ただし、「収集運搬及び処分用」は乙と丙が同一である場合に限る。

契約区分 (収集運搬用・処分用・収集運搬及び処分用)



◎ それぞれ実線で結ぶ。

事 業 者
(甲)

住 所
名 称
代表者

(以下「甲」という)

収集運搬会社
(乙)

住 所
名 称
代表者
許可番号(発生場所)
(都道府県・政令市)

許可品目(産業廃棄物)がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くず、汚泥、その他()
石綿含有産業廃棄物(がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、廃プラスチック類、その他())
(特別管理産業廃棄物)廃石綿等、その他()
許可車両()台

処 分 会 社
(丙)

住 所 福井県南条郡南越前町関ケ鼻第13号4番地
名 称 株式会社ディーウエスト
代表者 木下 幸信
(以下「丙」という)
許可番号 01820201269
(都道府県・政令市 福井県)
許可区分 中間処理 最終処分
許可品目(産業廃棄物)がれき類ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くず汚泥、その他ゴムくず
石綿含有産業廃棄物(がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、廃プラスチック類、その他())
(特別管理産業廃棄物)廃石綿等、その他()

甲と乙、甲と丙、若しくは甲と乙と丙は、後記「委託業務の内容」に記載された産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を含む。以下「廃棄物」という。)の収集運搬又は処分(以下併せて「処理」という。)の廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)に従い適正に行うため、以下のとおり建設廃棄物処理委託契約(以下「本契約」という。)を締結する。

(委託内容)

第1条 甲は、「委託業務の内容」に基づき、廃棄物の収集運搬を乙に、その処分を丙にそれぞれ委託する。

2. 乙は、建設廃棄物処理委託契約(以下「約款」という。)の定め並びに法に従い、廃棄物を「委託業務の内容」に示す丙の施設まで許可された車両で適正に運搬する。(甲による自社運搬も有り得る)

3. 丙は、約款の定め並びに法に従い、廃棄物を「委託業務の内容」に示す方法により許可された施設にて適正に処分する。

4. 甲、乙及び丙は、業務の遂行にあたって関係法令を順守する。

(処理料金)

第2条 乙又は丙は、委託内容の終了した部分について、当該部分に対する収集運搬料金又は処分料金を「委託業務の内容」に示す契約単価に基づき、甲に請求することができる。

2. 収集運搬料金及び処分料金は甲の定める支払方法に基づき、次のとおり支払う。

1) 甲は、建設系廃棄物マニフェスト(紙並びに電子を含む、以下同じ)により、丙への運搬終了を確認後、乙に収集運搬料金を支払う。

2) 甲は、建設系廃棄物マニフェストにより、最終処分終了日を確認後、丙に処分料金を支払う。

3. 収集運搬及び処分に関する契約単価の額が経済情勢の変化等により不相当になった場合は、甲と乙、甲と丙双方の協議によりこれを変更することができる。

[委託業務の内容]

- | 1. 工事名 | | | | | |
|---|--|-----------------------|---------------------|------------------------|--------------|
| 2. 排出場所 | | | | | |
| 3. 委託期間 | 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで | | | | |
| 4. 積替・保管施設経由の有無 (有 ・ 無) | | | | | |
| a) 施設の内容 | | | | | |
| 会社名 | | | 施設所在地 | | |
| 許可品目 | (産業廃棄物) がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くず、ゴムくず、汚泥、その他() | | | | |
| 保管上限 | m、m ³ (どちらかを○で囲む) | | | | |
| b) 積替・保管施設に搬入する廃棄物の種類 | | | | | |
| c) 乙の運搬区間(該当するものを○で囲む、又は名称等を記入)
(排出場所、積替・保管施設、_____から(積替・保管施設、処分施設、_____))まで | | | | | |
| d) 安定型産業廃棄物であるときは、積替又は保管場所において他の廃棄物と混合することの許否(許・否) | | | | | |
| e) 安定型産業廃棄物と管理型産業廃棄物とを混合して委託する場合、積替又は保管場所において、手選別を行うことの許否(許・否) | | | | | |
| 5. 廃棄物の種類・数量・契約単価及び処分会社(丙)の許可内容 | | | | | |
| 廃棄物の種類 | 契約単価 | | 予定数量
(c) | 処分会社の許可内容 | |
| | 収集運搬(a)
(リサイクル物に限る) | 処分(b)
(リサイクル物に限る) | | 処分方法 | 処理能力 |
| コンクリートがら | 円/m ³ .t.回 | 円/m ³ .t | m ³ .t | 選別・破碎
埋立 | |
| アスファルト・コンクリートがら | 円/m ³ .t.回 | 円/m ³ .t | m ³ .t | 選別・破碎
埋立 | |
| その他がれき類() | 円/m ³ .t.回 | 円/m ³ .t | m ³ .t | 選別・破碎
埋立 | |
| ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず | 円/m ³ .t.回 | 円/m ³ .t | m ³ .t | 選別・破碎
埋立 | |
| 廃プラスチック類 | 円/m ³ .t.回 | 円/m ³ .t | m ³ .t | 選別・破碎
埋立 | |
| 金属くず | 円/m ³ .t.回 | 円/m ³ .t | m ³ .t | 選別
埋立 | |
| 紙くず | 円/m ³ .t.回 | 円/m ³ .t | m ³ .t | 選別
破碎 | |
| 木くず | 円/m ³ .t.回 | 円/m ³ .t | m ³ .t | 選別
破碎 | |
| 繊維くず | 円/m ³ .t.回 | 円/m ³ .t | m ³ .t | 選別
破碎 | |
| リサイクル可
廢石膏ボード | 円/m ³ .t.回 | 円/m ³ .t | m ³ .t | 選別
破碎 | |
| 建設汚泥 | 円/m ³ .t.回 | 円/m ³ .t | m ³ .t | 破碎・埋立
() | |
| 混合
廃
棄
物 | 安定型
品目のみ | 円/m ³ .t.回 | 円/m ³ .t | m ³ .t | 選別・破碎
埋立 |
| | 管理型
品目含む | 円/m ³ .t.回 | 円/m ³ .t | m ³ .t | 選別・破碎
埋立 |
| その
他 | 石綿含有
産業廃棄物 | 円/m ³ .t.回 | 円/m ³ .t | m ³ .t | 埋立 |
| | | 円/m ³ .t.回 | 円/m ³ .t | m ³ .t | () |
| 特
管
産
廃 | 廃石綿等 | 円/m ³ .t.回 | 円/m ³ .t | m ³ .t | 溶融・埋立
() |
| | | 円/m ³ .t.回 | 円/m ³ .t | m ³ .t | () |
| 合計予定数量 | | | m ³ .t | 必要な情報(性状及び荷姿等) ※書面にて通知 | |
| 合計予定金額 | 収集運搬(a) × (C) | 処分(b) × (C) | | | |
| 事前協議の要否 | 要・否 | | | | |

注釈：処理能力の記載について、同一の処分方法が複数ある場合は、該当する処理能力欄のいずれか一つに能力を記入する。

*管理型混合廃棄物は廃プラスチック類、紙くず、木くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類の6品目以内とする。

[丙での中間処理後の最終処分（再生を含む）場所（予定）]

I. 丙での再生品目

処分先No. (許可番号等)	再生施設名称	再生施設所在地	処分方法	処理能力
再生品目	内の施設		「委託業務の内容」記載のとおり	
売却先等				
再生品目				
売却先等				

II. 丙からの再生（委託）先

安：安定型埋立処分場、管：管理型埋立処分場、遮：遮断型埋立処分場

廃棄物の種類	処分先No. (許可番号等)	最終処分施設名称	最終処分施設所在地	処分方法	処理能力	備考
安定型品目						
管理型品目						

IV. 丙からの再中間処理(委託)先及びその後の最終処分(再生含む)場所

建設廢棄物處理委託契約約款

(許可証の提出等)

第1条 乙又は丙は、本契約に関する許可の内容を証するものとして以下の関係書類を甲に提出しなければならない。なお、許可事項に変更があった場合は、速やかにその旨を甲に通知するとともに、変更後の書類を甲に提出する。

(1) 収集・運搬 (2) 及び処分 (丙) 業務に関する許可証等 (指定証その他) の写真
(2) 許可車輛番号

(3) 必要に応じて排出場所から処分先までの運搬経路図

(情報の提供)

第2条 甲は、廃棄物の適正な処理を図るために、本契約に基づいて乙及び丙に委託する廃棄物（以下「委託廃棄物」という）についての必要な情報を「委託業務の内容」の必要な情報の欄に記入し、乙及び丙に通知しなければならない。

2. 丙は、委託廃棄物を処理するにあたり、中間処理後の最終処分先（再中間処理を行う場合は再中間処理施設も含む）についての必要な情報を「丙での中間処理後の最終処分（再生を含む）先（予定）」欄に記入し、甲に通知しなければならない。